沼津市立開北小学校いじめ防止基本方針　R8.10.23　改訂

1　いじめの定義について

「いじめ」については『いじめ防止対策推進法第２条』において以下のように定められている。

> 「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

「いじめ」かどうかは、形や表面的で判断するのではなく、多様な態様があり、いじめられた側が心身の苦痛を感じているかどうかで判断されるものである。

2　いじめ防止等に対する基本的な考え方

児童が安心・安全に学校生活を送ることができるために、いじめが起こらない学級・学校づくりに努めていかなければいけない。そのために、「いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめに対する組織的な対処」に取り組む必要がある。開北小学校では、以下の取り組みを計画し全職員で実施していくものとする。

１．いじめの未然防止
- すべての児童生徒が安心・安全に過ごせる魅力ある学級・学校づくりを進める。
- いじめは「人間として絶対に許されないこと」という道徳観・人権意識を育む指導を行う。

２．いじめの早期発見
- 教職員は「小さな変化を見逃さない」ようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談などを実施し、些細な兆候であってもいじめとして積極的に認知する。

３．いじめに対する組織的な対処
- 問題を特定の教員や個人で抱え込まず、校長のリーダーシップのもとで学校いじめ対策組織（常設）を活用し、学校全体で迅速に対応する。
- 被害児童生徒の安全確保と心のケアを最優先し、加害児童生徒に対しては教育的配慮のもとで反省と改善を促す指導を行う。
- 重大な被害や長期欠席等が生じた場合は「重大事態」として、法令に基づき迅速な調査と情報提供を行う。

3　いじめの未然防止のための取組

１　学級経営の充実

〇子どもたちが学校で過ごす時間の中で一番長いのが授業である。その中で子どもたち一人一人が「わかる」授業づくりを進めていくことが重要であり、子どもたちが成就感や充実感がもてるように努める。

〇子どもたちの自己充実感・自己有用感を高めるため、道徳教育の充実をはかる。

〇子どもたちの学習規律（授業中の規律）を確立する。
〇「人間関係づくりプログラム」をはじめ、「心のアンケート」を６月、９月、２月に行い、子どもの実態把握に努める。
〇「沼津市いじめアンケート」を１０月に実施し、実態把握に努める。
〇「先生と語る週間」を通して、児童理解に努める。
〇7 月・11 月・12 月・1 月・3月に「こころの天気アンケート」を実施し、実態把握に努める。

２　子どもたち同士の絆づくり

〇縦割り活動（異学年交流）を定期的に行い、その中で協力したり工夫したりすることを通して、自分一人だけでなく友達や下級生と関わる時間をもち、人間関係がより良くなるようにし、学級での居場所づくりに努める。
〇温かい言葉や、やさしい心を大切にする指導を通して、思いやりの心の育成に努める。
〇児童会が中心になって行う児童集会や企画を通して、体験活動の充実を図る。

３　全教育活動を通して

〇保護者や地域の方へ「いじめの定義」を伝え、家庭とも連携して指導にあたる。
（懇談会やＰＴＡ理事会等の機会を生かす。）
〇情報モラル教育の充実をはかり、インターネットや携帯電話の危険性を理解する場を設定する。
（参観日や入学説明会で、保護者の啓発を含めてスマホ講座を行う。）
〇幼保小中学校の連携をはかり、情報の交流を行う。

４　いじめの早期発見・早期解決にむけての取組

「いじめは、どの学級にもどの子どもにも起こりえるという」基本認識に立ちながら、児童を見守っていく必要がある。もし「いじめ」があった場合、早期発見が早期解決にもつながる。そのために教職員の間で日常的に情報交換を行っていくことが大切である。開北小学校では、以下の点において取り組んでいく。

１　子どもによりそって

〇児童の小さな変化を見逃さないよう日常的な観察を丁寧に行い、鋭い感覚を身につけていく。（子どもたちを共感的に理解する。）沼津市教育員会「チェックリスト」の活用
→中学年以降の子どもたちはグループを形成し始め、個人差も大きくなることからいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループ内の人間関係が適正であるかどうか把握する。
〇子どもと触れ合う時間を大切にする。
〇いじめを許さない・見過ごさない雰囲気作りに努め、傍観者の立場にいる児童に対しての指導も学年・学校全体で行う。

２　連絡体制の充実

〇１人で抱えるのではなく、管理職への報告や学年等の協力を求め、組織的な対応を行う。
〇いじめに関する情報が入ったとき、管理職・学年主任・生徒指導主任に速やかに報告し、事実の有無の確認を複数の教員が協力して行う。
〇いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。（学期に１回、年間計画に位置づける。SC に参加を要請する。）
〇スクールカウンセラーと連絡を密にし、アドバイス等を求めると共に、いじめられた子への心のケアとカウンセリングを行う。

〇家庭や地域・関係機関と連携をし、いじめが起きた場合は、いつも以上に密に学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かしていく。

３　情報収集

〇「心のアンケート」や「心の天気アンケート」「沼津市いじめアンケート」などで児童の悩みや人間関係を把握し、面談を通して個々に対応していく。

〇教育相談や懇談会の中で、学校での子どもたちの様子を保護者に伝え、逆に家庭での気になる様子を聞く機会を設ける。

４　「沼津市いじめアンケート」の活用

〇「沼津市いじめアンケート」の集計結果を、本校の集計結果と比較・検討する。

・本校では「冷やかしやからかい、悪口などいやなことを言われる」といった言葉によるいじめが最も多く、沼津市の平均より高い。また高学年では SNS による悪口や嫌がらせの言葉を書き込む事例が増えている。

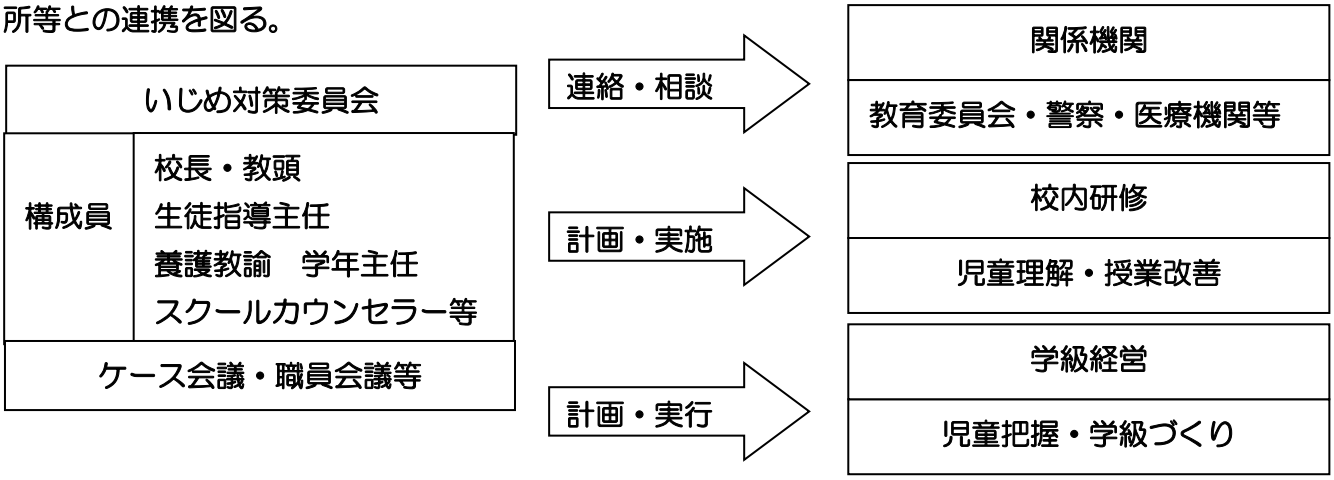
そのため、本校では三学期の学校生活目標を「やさしい心を大切にしよう」に設定し、職員会議にて（友達は「さん」をつけて呼ぼう）（丁寧な言葉遣いをしよう）（友達のよいところを見つけ、認め合おう）の３点を重点とすることに決めて各学級で指導をしている。また、友達を傷つけるような言葉を言った児童がいた場合は、その場で指導をしている。

5　いじめ調査の年間計画

月／日	沼津市いじめアンケート	学校独自のアンケート	個人面談	関連する取組
５/２５ ～ ７/２		第１回実施 こころの アンケート こころの天気 アンケート	第１回実施 （学校独自のアンケート実施後）	・この年間計画をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、ホームページを更新する。（４月） ・校内いじめ対策委員会を開く。 ・情報共有する。　（６月）
９/７ ～ 10/１ 11/９ 12/３	実施	第２回実施 こころの アンケート 心の天気アンケート実施	第２回実施 （心のアンケートの実施後） 先生と語る期間 （全６日間） ９/１４～９/２５	・学級で心のアンケートの結果をもとに話をする。 ・校内いじめ対策委員会を開く。 ・情報共有する。　（１０月）
２/１６ ～ 1/14 3/５		第３回実施 こころのアンケート　こころの天気アンケート実施	第３回実施 （学校独自のアンケート実施後） 希望者面談	・年間の取組を評価する。来年度の年間計画を作成する。 ・校内いじめ対策委員会を開く。 ・情報共有する。　（２月）

6　学校いじめ対策組織

いじめ対策委員会を設置し、沼津市教育委員会・警察（少年サポートセンター）、医療機関児童相談所等との連携を図る。



7　重大事態への対処

「重大事態」については『いじめ防止対策推進法第２８条』において以下のように定められている。

> １いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
> ２いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる時
> （いじめ防止対策推進法第２８条）

〇重大事態が発生した場合、速やかに沼津市教育委員会に報告をする。
〇いじめ対策委員会を中心に、事実関係を調査するとともに、関係機関と連携し、適切な行動を行う。
〇いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する。
〇いじめをした児童の保護者に対しても、情報を適切に説明し、家庭での指導を求める。

8　教職員への理解促進の場や研修の実施

〇いじめ対策委員会
　心のアンケート実施後に、結果分析や対応等を協議する。
　１学期 ６月８日（月）　２学期 １０月２日（金）　３学期 ２月１７日（水）
〇児童理解研修
　第１回 ４月１５日（水）　いじめ対策基本方針の確認、児童の情報共有
　第２回 ７月２４日（金）　いじめ理解研修、児童の情報共有
　第３回 １月２７日（水）　児童の情報共有、研修の総括

9　相談窓口

沼津市立開北小学校
電話　０５５－９２１－４０４１
校長　小口芳夫　　教頭　坂本　啓　　生徒指導主任　増田亮一

沼津市立開北小学校　～いじめ早期解決にむけての取組　対応フロー図～

いじめの解消・問題点の反省と課題確認へ

今後の対応
継続的に支援を行う。カウンセラー等の活用も含めた心のケアにあたる

傍観者・学年への指導
・いじめは学級・学年等集団全体の問題として対応し、いじめは許さない認めない集団をつくる。

いじめた児童や保護者への指導・援助
・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然とした態度で指導を行う。

関係機関との連携
・状況に応じ、警察（少年サポートセンター）、医療機関、スクールカウンセラーと連携を図る。

いじめられた児童や保護者への対応
・事実関係の説明
・対応の方針を説明
・支援する体制を構築する。

対応方針の決定
・指導のねらいを明確にする。　・全ての教職員の共通理解を図る。

対応チームの編成
「いじめ対策委員会」

事実の究明
・当事者双方、周りの子どもから聞き取り、記録する。
・個々に聞き取りを行う。
・一つの事例にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

いじめの情報（気になる情報）をキャッチ

いじめの未然防止への取組
１学級経営の充実
・「わかる」授業づくり
・「心のアンケート」実施
・道徳教育
２子ども達同士の絆づくり
・あいさつ運動
・児童会の取組
３全教育活動を通して
・モラル教育
・地域・家庭への働きかけ

いじめを許さない日々の実践

早期発見・解決への取組
１子どもによりそって
・子どもとふれあう時間を大切にする
・いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり
２連携体制の充実
・スクールカウンセラーとの連携
・各関係機関との連携
３情報収集
・「心のアンケート」
・「心の天気アンケートの実施」

・「わかる」授業づくり
・「心のアンケート」
・「先生と語る期間」

個を大事にした学級経営

・学校行事
・クラスづくり
・異学年交流